

本校への入学手続き等について

(1) 就学までの流れ（市町村での流れ）

新就学する（小学校1学年になる）幼児の手続きは次のように行われます。

ア 市町村教育委員会は、10月1日現在において、その市町村に住所がある翌年4月に就学予定の子供の名簿（学齢簿）を作成します。

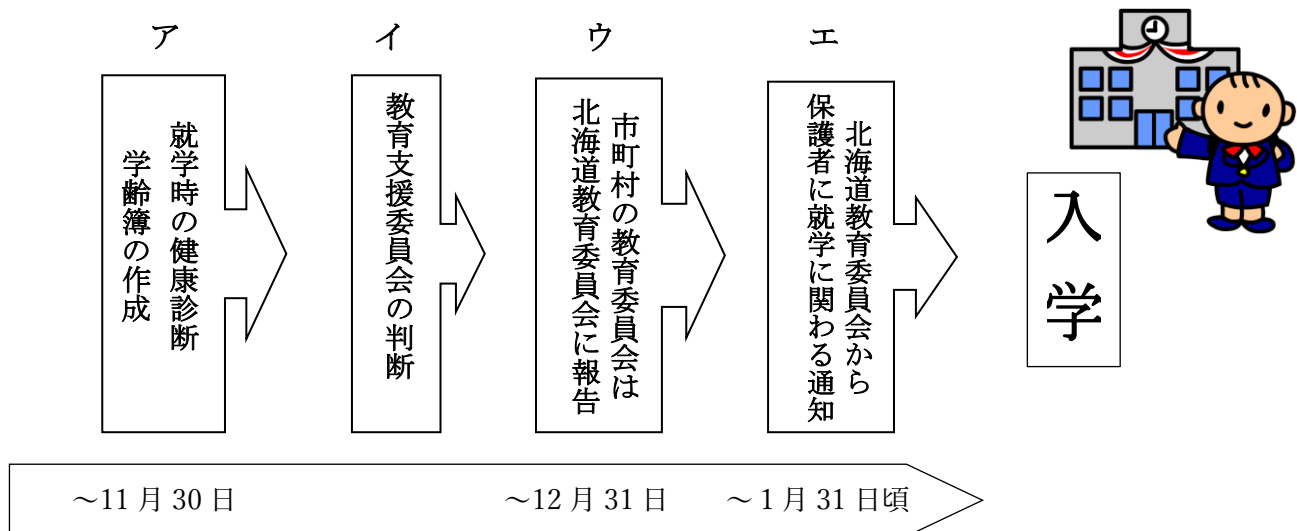
学齢簿により、市町村教育委員会は、11月30日までに健康診断を行います。

イ お子さんに障がいがある場合や特別な配慮を必要とする場合、市町村教育委員会は教育、医療、心理などの専門家で構成する教育支援委員会を開いて、障がいの状態、教育上必要な支援の内容等の判断を行うとともに、保護者の意向を把握します。

ウ 市町村教育委員会は、就学後の教育的ニーズと必要な支援について保護者との合意形成を図り、特別支援学校、特別支援学級若しくは通常学級のいずれかに就学すべきかを決定します。

本校に就学すべきと決定した場合、北海道教育委員会に12月31日までに報告が行われます。

エ 北海道教育委員会から保護者に、1月31日頃までに就学変更に関わる通知が届きます。



※本校小学部、中学部への就学・入学・転学をお考えの方は、本校での教育相談が必要です。(2)をご覧ください。

(2) 本校小学部・中学部の就学・入学・転学に関わる教育相談実施までの流れ

本校への教育相談の申し込みの基本的な流れは、以下のとおりです。

ア 電話で教育相談を希望する旨を本校教頭へ連絡をします。

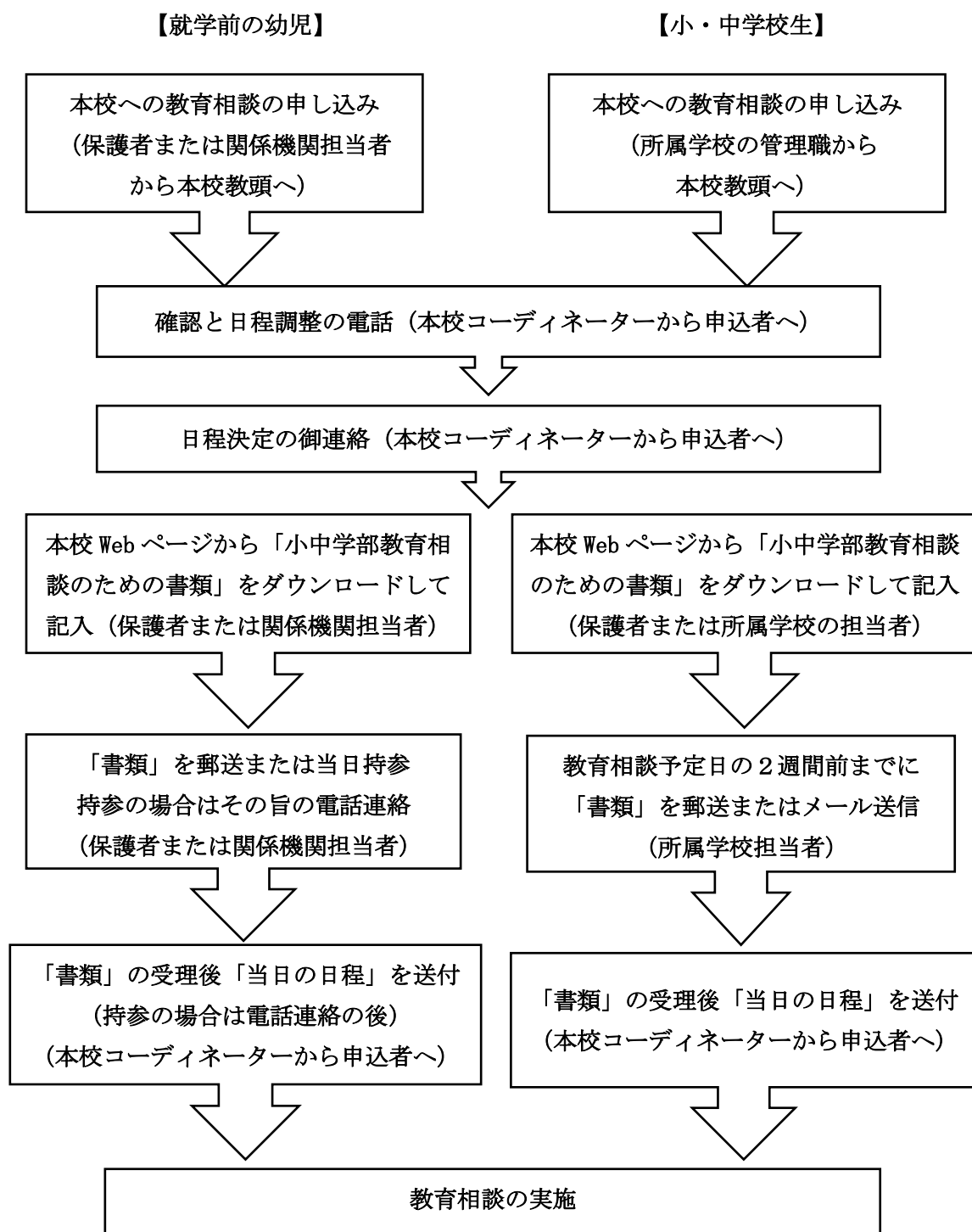
イ 本校コーディネーターから、電話で申込者に日程調整の御連絡をします。

ウ 教育相談の日時が決定したら、本校から申込者へお知らせします。申込者が保護者でない場合は、保護者へ日程を連絡していただきます。

エ 本校Webページから、「小中学部教育相談のための書類」をダウンロードし、必要事項を記入して本校へ送付します。

オ 上記書類が受理されましたら、「当日の日程」をお送りします。申込者が保護者でない場合は、保護者へ「当日の日程」をお渡しください。

カ 教育相談を実施します。当日は、保護者とお子さんは一緒に御来校ください。保護者へは、本校の説明や施設案内をします。お子さんは、当該学部の授業に参加します。



※小学部・中学部の就学・転学に関わる教育相談は、午前中の実施を基本としています。

※水曜日には、寄宿舍見学は行っていない。

※相談日はお子さんと保護者が一緒に来校してください。担任や支援者等の同伴も可能ですので、事前にお知らせください。

※時期によっては混み合う場合がありますので、日程に余裕を持ってお申し込みください。